

## 経済・財政一体改革の具体化に向けて～地方行財政改革・分野横断的な取組～

平成 27 年 11 月 27 日

伊藤 元重  
榊原 定征  
高橋 進  
新浪 剛史

経済・財政一体改革の狙いは、インセンティブ改革を通じた自主的な改革や、公的サービスの産業化を通じた官民が連携したサービス創出等により、地方経済の再生と地方財政の好循環を実現することにある。

また、地方公共サービスが目指す生活の質(QOL)の成果(アウトカム)が見える化し、その実現に向けたワイズ・スペンディングを定着させることが重要である。このため、工程表で政策展開を具体化し、自治体の計画的取組を促進するとともに、地域間の成果を比較可能な形で「見える化」し、自治体自らの取組を促す。こうした取組を 28 年度から大胆に推進すべきである。

## 1. 改革初年度の 28 年度予算における重点課題

## (1) 成果(アウトカム)の徹底した「見える化」

- 地方行財政サービスの目指すアウトカム目標(KPI)を明確化し、その実現に向けた取組に係る費用対効果を地域間で比較可能な形で見える化すべき。
  - 自治体の行政コストや歳出効率化に向けた取組と効果、公共施設の維持管理コスト(特に将来コスト)等、費用<sup>1</sup>と効果<sup>2</sup>に関する情報について、改革に取り組む自治体と総務省等関係府省が協力し、把握公表すべき。
- 各府省が所管する地方への財政移転を伴う予算(補助金・交付金)・決算につき、
  - 事業に対する成果を計測する指標(パフォーマンス指標)を、28 年度に具体的に検討・特定すべき。

## (2) 地方交付税を活用した先進事例の全国展開(トップランナー方式)

- 質が高い公共サービスを効率的に提供する先進的取組を、他の自治体の実情も踏まえつつ、計画期間内に自治体全体の取組として加速する、いわゆるトップランナー方式について、総務省は、以下の取組を通じて 28 年度から推進すべき。
  - 28 年度に、まず自治体間で共通性の高い総務費分野(例えば、窓口業務や情報管理業務等)で着手すべき。当該業務分野を工程表に明記すべき。
  - 29 年度以降の対象分野の拡大方針について、「汎用性ある先進的な改革」の目安を提示するなど、予見性を持てる形で工程表に明記すべき。
  - 算定基準や基準設定の考え方を見える化すべき。その際、集中改革期間に

<sup>1</sup> 自治体が当該取組・事業に要した公的経費、その当該取組・事業がない場合に要した、従来の経費

<sup>2</sup> 経済社会面では、雇用増、売上・客数増、社会・生活指標改善等、行財政面では、サービスの質向上、歳出効率化や業務量の効率化等

においては、業務分野に応じて人口密度や高齢化比率など合理的な基準でグループ化して基準設定するなど、自治体の円滑な取組に向けて工夫すべき。

## 2. 改革工程表のとりまとめにおける重要課題

以下の観点を踏まえ、政策展開、仕組み等を改革工程表に具体的に明記すべき。

### (1) 「見える化」の早期実行、改革の進捗と成果把握

- KPIに「実施自治体数」が多く掲げられているところ、担当府省は、それら事業等の進捗・成果について(少なくとも事後的に)、以下の2つの観点から評価する仕組みを検討し、各自治体と連携して評価すべき。
  - ① 各自治体に評価のカギとなる指標を提示し金額ベースで評価
  - ② 当該事業等の進捗による、住民の満足度や生活の質の向上を評価
- 国、自治体において公共サービスに関する情報(現状/コスト/政策効果等)を誰もが活用できる形で集中改革期間内に見える化の体制整備を完了すべき

### (2) 地方交付税改革(トップランナー以外)

- まち・ひと・しごと創生事業費の交付税算定の重点を必要度から成果にシフトすべき。例えば、成果に応じた交付税配分割合を、集中改革期間の後、5割以上に上げるべき。
- 留保財源率については、集中改革期間中に、諮問会議での地方交付税の改革の進捗検証と併せて検討すべき。
- 地方交付税の考え方や詳細内訳、経年変化を28年度から「見える化」すべき。

### (3) 今後、自治体において計画や事業実施が本格化する政策・事業

- 公共施設の集約化等や広域連携、新型交付金による事業、BPRモデル事業等の具体的政策展開を明示すべき。特に28年度予算での取組事項と、集中改革期間中の具体的な政策展開方法・内容を明確にすべき。
- 新型交付金事業全体をどう評価するか、政策効果を検証する観点から、関係本部・府省が連携し、KPI、PDCAの仕組み、効果の捕捉指標等を明確化すべき。
- 民間委託等を推進する自治体数を倍増させる予定のところ、具体的手法、業務分野等を例示し、地方自治体の取組を促進すべき。専門性高い定型業務の委託が進展しない制度上の課題については、諮問会議でも検討すべき。

### (4) ITを活用した公共サービス改革

- 公共サービス改革の優良事例の横展開を、集中改革期間に具体的かつ強力に進めるべき。そのためのアクションプランを明示すべき。また、ITを活用した業務改革実行の国・地方の取組プロセス、仕組みが不明確であり、明確化すべき。
- IT本部と総務省は地方と連携し、地方においてIT戦略等を推進する人材の育成やCIOの役割を果たす人材の確保に向けた取組を促進すべき。その工程を明示すべき。また、自治体でクラウド化を予定しない団体やシステム系統について、その要因の検証を集中改革期間内に行い、その後の政策展開に活用すべき。